

（事業所等の名称等）

第1条 株式会社両優が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ともわ乳児園 泡瀬第二
- (2) 所在地 沖縄市泡瀬二丁目4番3号 m i L 1 F

（施設の目的及び運営方針）

第2条 ともわ乳児園 泡瀬第二（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程をふまえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等をおこなうよう努めるものとする。
- 5 当園は、沖縄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（利用定員）

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項第3号に基づき、以下のとおりとする。（以下「3号認定子ども」という。）

| 年齢 | 定員 | 定員合計 |
|-----|----|------|
| 1歳児 | 6名 | 12名 |
| 2歳児 | 6名 | |

（提供する保育等の内容）

第4条 当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育（第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）
- (2) 延長保育事業
- (3) その他保育にかかる行事等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 保育の実施に当たり以下の職種及び職務内容の者を配置することができる。

- (1) 園長 1名
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を掌理する。
- (2) 主任保育士 1名
主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括・指導・支援する。

- (3) 副主任保育士 1名
副主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、主任保育士を補佐し、保育内容について他の保育士を指導・支援する。
- (4) 保育士 3名以上
保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (5) 保育補助 2名以上
保育補助者は、保育士の職務を助ける。
- (6) 調理員 2名
献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
- (7) 嘱託医 2名
利用乳幼児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断を行う。
- (8) 事務員 2名
保育事業に必要な事務を行う。

(保育を提供する日)

- 第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）祝祭日、および慰霊の日（6月23日）を除く。
- 2 保育を提供する日であっても、災害等により保育の提供に支障がある場合は、この限りではない。

(保育を提供する時間)

- 第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。
- (1) 保育標準時間認定にかかる保育時間(最大11時間)は、7時30分から18時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
 - (2) 保育短時間認定にかかる保育時間（8時間）は、8時30分から17時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
当園の保育短時間は8時間を上限とし、保育時間は以下のとおりとする。
 - ①8：30～16：30
 - ②9：00～17：00上記時間以外の希望については、保護者との協議により決定するものとする。
また登園時の15分間は猶予も設ける。
 - 2 当園の開所時間は、次のとおりとする
月曜日から土曜日 7時00時から19時00分
 - 3 当園は利用子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定にかかわる保育（11時間）及び保育短時間認定（8時間）の前後に保育を希望する場合は、開所時間内において延長保育を提供するものとする。延長料金については、別表第8条関係に定められる料金とする。

(利用者負担その他の費用の種類)

- 第8条 支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額（保育料）を当園へ支払うものとする。
- 2 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

- 第9条 当園に入園するときは、沖縄市との利用調整を行わなければならない。
- 2 特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 沖縄市の定める利用承諾期間が終了したとき、または子どもの保護者から利用取消しの申出があったとき
- (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(利用にあたっての留意事項)

第11条 当園の利用にあたっての留意事項は次の通りとする。

- (1) 保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し、健全な発育を図るため、乳幼児の生育歴、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を、当園に告知するものとする。併せて、保護者と当園は乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めることとする。
- (2) 当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わないことがある。
 - ア 利用乳幼児が感染性の病気で、他の乳幼児に感染するおそれがあるとき
 - イ 利用乳幼児が病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき
 - ウ 災害の発生、または発生のおそれがあり、危機が想定されるとき
- (3) 当園では、保護者が偽りその他の不正な行為によって、保育給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して沖縄市に通知するものとする

(連携施設)

第12条 当園の連携施設は以下の通りとする。

| | |
|-------|----------------|
| 連携施設名 | どりーむ保育園（3名分） |
| 所在地 | 沖縄市泡瀬2-2 2-1 5 |
| 電話番号 | 098-934-9151 |
| 連携の内容 | 卒園後の受け皿 |

| | |
|-------|----------------|
| 連携施設名 | ことぶき保育園（3名分） |
| 所在地 | 沖縄市大里2-3 1-1 5 |
| 電話番号 | 098-937-5488 |
| 連携の内容 | 卒園後の受け皿 |

| | |
|-------|--------------------|
| 連携施設名 | 沖縄市公立保育所 |
| 連携の内容 | ① 保育内容の支援 ②代替保育の提供 |

(食事の提供)

第13条 当園の提供する食事については、自園調理で行う。

- 2 食事の時間については以下の通りとする。

| | |
|-------|-----------|
| 午前おやつ | 午前 8時45分頃 |
| 昼食 | 午前11時頃 |
| 午後おやつ | 午後 3時頃 |

- 3 食物アレルギーについては、除去食、あるいは代替食にて対応する。

(嘱託医)

第14条 当園の嘱託医は、以下のとおりとし、年2回の内科健診及び歯科検診・入所児童の健康管理に係る相談や応急処置等の指導・助言等を行う。

| | | | |
|-----|---------|----------------------------|--------------|
| 内科医 | 中部徳洲会病院 | 北中城村アワセ土地区画整理 事業地内2街区1 | 932-1110 |
| 歯科医 | 松川歯科 | 沖縄市泡瀬4-39-5 コミュニティービル1F | 0120-41-8020 |

(加入保険等)

第15条 当園は以下の保険に加入し、第16条4項に定める賠償すべき事故が発生した場合には、当該保険会社より、損害賠償を速やかに行うものとする。

| | |
|-------------------|----------------|
| 学校契約団体傷害保険 | 東京海上日動火災保険株式会社 |
| 超ビジネス保険（事業活動包括保険） | 東京海上日動火災保険株式会社 |

(緊急時における対応方法)

第16条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡するなど、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が生じた場合は、沖縄市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第17条 非常災害に備えて消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、毎月1回以上、避難及び消火にかかる訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第18条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修を実施するとともに、虐待の懸念について報知があった場合の調査体制や責任者の設置など必要な措置を講じるものとする。

- 2 当園は、乳幼児に対する虐待のあること、またはその懸念が看取された場合、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条ほか関係法令に基づいて、関係機関と連携を図るものとする。

(記録の整備)

第19条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施にあたっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する、保育給付に関する保護者の不正についての市町村への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

(苦情対応)

第20条 当園は、保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員は以下の通りとする。

| | | | |
|-----------|--------------|------------------|--------------|
| 苦情解決責任者 | 施設長の職務を担う者 | | |
| 苦情解決受付担当者 | 主任保育士の職務を担う者 | | |
| 第三者委員 | 比嘉 暢哉 | 比嘉社会福祉士事務所所長 | 098-894-3223 |
| | 島田 悟 | (同) セントアロー(就労支援) | 098-989-1776 |

また苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申し出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必用な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 当園の敷地内は、すべて禁煙とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(別表 第8条関係)

| 項目(例) | 目的、負担を求める理由 | | 金額 |
|----------------|-----------------|----------------------------------|--|
| 延長保育料金 | 時間外保育 (標準時間) | 朝 - 7:00～7:30 夕 - 18:30～19:00 | 30分毎・・・150円 ※前延長希望の際は、事前にご相談下さい。 |
| | 時間外保育 (短時間) | 朝 - 7:30～9:00 夕 - 16:30～18:30 | 30分毎・・・100円 |
| | | 朝 - 7:00～7:30 夕 - 18:30～19:00 | 30分毎・・・150円 |
| | 超過延長 | 19:00以降 | 15分毎・・・500円 (応相談となる) ※但し、これは閉園時刻を超えての預かりを認めるものではありません。 |
| オリジナルTシャツ | 実費徴収が適当なため | | 2,000円程度+税金 |
| 体育着(ズボン) | 実費徴収が適当なため | | 1,500円程度+税金 |
| 帽子 | 実費徴収が適当なため | | 1,600円程度+税金 |
| 行事に係る 保護者費用 | 実費徴収が適当なため | | 500円～1,500 (行事内容による) 事前に案内文書配布 |

※景気変動により金額が変更になる場合もあります。その際には事前にお知らせします。